一関地区広域行政組合地域包括支援センター及び地域包括支援センター指定介護予 防支援事業所運営規程

令和6年3月29日

一関地区広域行政組合 訓令第3号

(目的)

第1条 この訓令は、一関地区広域行政組合が設置する地域包括支援センター及び地域包括支援センター指定介護予防支援事業所(以下「センター等」という。)が行う介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業(以下「支援事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センター等の保健師その他支援事業に関する知識を有する従業者(以下「担当職員」という。)が、法第8条の2第2項に規定する居宅要支援者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する居宅要支援被保険者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な支援事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 支援事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に配慮するものとする。
  - (1) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう に配慮すること。
  - (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 2 支援事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等又は法第115条の45第1項第1号イからハに規定する事業が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者若しくは法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うとともに、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 3 支援事業の運営に当たっては、一関地区広域行政組合を構成する市町、他の地域包括 支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支 援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサ ービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

4 センター等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(センター等の名称等)

第3条 支援事業を行うセンター等の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所在地
一関西部地域包括支援センター	一関市竹山町7番2号
一関西部地域包括支援センター指定	一関市役所内
介護予防支援事業所	
一関東部地域包括支援センター	一関市千厩町千厩字北方174番地
一関東部地域包括支援センター指定	一関市役所千厩支所内
介護予防支援事業所	

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 センター等に勤務する職員の職種及び員数は次のとおりとする。
  - (1) 所長又は管理者 1人
  - (2) 担当職員 次に掲げる資格を有する者をそれぞれ1人以上で必要な員数
    - ア保健師
    - イ 主任介護支援専門員
    - ウ 介護支援専門員
    - 工 社会福祉士
  - (3) 事務職員 必要に応じて1人以上
- 2 所長又は管理者は、センター等の担当職員その他従業者の管理、利用の申込みに係る 調整、業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行い、常勤で専らその職務に 従事するものとする。ただし、センター等の管理に支障がない場合は、当該センター等 の他の職務に従事することができる。
- 3 担当職員は、支援事業の提供に当たるものとする。
- 4 事務職員は、必要な事務を行うものとする。
- 5 所長又は管理者及び担当職員は、当該センター等の各職務に従事することができる。 (開所日及び開所時間)
- 第5条 センター等の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。
  - (1) 開所日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
  - (2) 開所時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(支援事業の提供方法及び内容)

- 第6条 支援事業の提供方法及び内容は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 利用者の相談は、センター等内及び利用者の居宅その他必要と認められる場所において行うものとする。
  - (2) 利用者及びその家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むための必要な目標を設定するものとする。
  - (3) 一関地区広域行政組合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 (平成27年一関地区広域行政組合条例第1号。以下「条例」という。)第32条第9号に 定めるサービス担当者会議(以下「サービス担当者会議」という。)等を通じ、目標を 達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画(以下「計画」という。)を作成するものとする。
  - (4) 介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画変更を行うものとする。
  - (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について 評価を行うものとする。
  - (6) その他必要な事項は、条例第31条から第33条までの規定に基づき実施するものとする。

(利用料の額)

第7条 介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の額とし、支援事業の利用料の額は、一関地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年一関地区広域行政組合告示第9号)で定める額とする。この場合において、支援事業のサービスが条例第15条第1項に規定する法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の支援事業の実施地域)

第8条 通常の支援事業の実施地域は、次のとおりとする。

名 称	実施地域
一関西部地域包括支援センター	一関市の一関地域のうち山目地区、中里地
一関西部地域包括支援センター指定介	区、厳美地区及び萩荘地区
護予防支援事業所	
一関東部地域包括支援センター	一関市の千厩地域、室根地域及び川崎地域
一関東部地域包括支援センター指定介	
護予防支援事業所	

(虐待防止のための措置)

- 第9条 センター等は、虐待の発生又はその再発防止を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) センター等における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施すること。
  - (4) 所長又は管理者を責任者とし、前号に掲げる研修会を適切に実施すること。
- 2 センター等は、サービス提供中に当該センター等職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに一関市へ通報するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第10条 センター等は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメントの防止等に関する基本方針(令和2年10月19日制定)に従い、適切に対応するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第11条 センター等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援事業の 提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業 務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとす る。
- 2 センター等は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研 修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 センター等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の 変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第12条 センター等は、当該センター等において感染症が発生し、又はまん延しないよう に、次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 当該センター等における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該センター等における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該センター等において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のため の研修及び訓練を定期的に実施すること。

(秘密の保持)

- 第13条 センター等の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得 た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 センター等の担当職員その他の従業者は、その職を退いた後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意 を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により 得ておかなければならない。

(苦情処理)

- 第14条 センター等は、自ら提供した支援事業に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。
- 2 センター等は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録し、一関地区広域行政組合管理者に報告するものとする。
- 3 センター等は、自らが介護予防サービス計画に位置付けたサービスに対する利用者から国民健康保険団体連合会への苦情の申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。
- 4 センター等は、支援事業に対する利用者からの苦情の申立てに関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した支援事業に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 センター等は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第15条 センター等は、利用者に対する支援事業の提供により事故が発生した場合には、 速やかに一関地区広域行政組合管理者に報告し、当該利用者の家族等に連絡を行うとと もに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 センター等は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するもの とする。
- 3 センター等は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生

した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(支援事業の業務の委託)

第16条 センター等は、支援事業の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、 適切かつ効率的に支援事業の業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量につ いて配慮するものとする。

(身体的拘束等の禁止)

- 第17条 センター等は、支援事業の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(記録の整備)

第18条 センター等は、支援事業に関する記録を整備し、当該利用者に対する支援事業の 提供の完結の日から5年間保存しなければならない。

(補則)

第19条 この訓令に定めるもののほか、センター等の運営に関し必要な事項は、一関地区 広域行政組合管理者が別に定める。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。